

**1. 案件名**

国名：ヨルダン・ハシェミット王国

案件名：財政強化型開発政策借款

L/A 調印日：2014 年 3 月 17 日

承諾金額：12,000 百万円

借入人：ヨルダン政府 (The Government of the Hashemite Kingdom of Jordan)

**2. 事業の背景と必要性****(1) 当該国における経済セクターの開発実績（現状）と課題**

ヨルダン経済は、2000 年代中盤、湾岸諸国をはじめとした海外投資にも支えられ堅調に成長してきたが(平均年成長率 8%)、2008 年の米国発世界的金融危機による世界景気の低迷を背景に減速を始めた。2010 年度末からの「アラブの春」にともなう地域政情不安定化や欧州債務危機の影響を受けて観光産業が低迷したこと、また海外投資が冷え込んだことなどにより、2010～2012 年の実質経済成長率は 2%台に留まった(IMF)。財政面では、海外からの無償援助資金を歳入に含めても赤字拡大傾向にあり、2013 年は対 GDP 比▼9.1%であった(IMF 推計値)。政府は財政引き締め政策をとっているものの、大量に流入するシリア難民への公共サービス(教育、保健、水、燃料、電気等々)を維持するために経常支出の削減はできなかったこと、また、アラブの春の影響を受け滞っているエジプトからの安価な天然ガスの代替として、高コスト燃料の輸入を余儀なくされていることなどが赤字拡大の原因として挙げられる。公的債務の水準は、1990 年代前半には公的債務 GDP 比は 200%超に達していたが、以降は、債務救済等の支援や経済成長により漸減し、2008 年には、債務バイバックの実施等により、GDP 比 60%台近くまで減少した。しかし、2009 年以降、財政収支の悪化や上記のエネルギー問題に加えて、経済成長の低迷も相俟って同比率は上昇に転じており、同国財務省によると、2013 年末には同比率はほぼ 100%に達している。

ヨルダン政府は、税制・税務行政の改革による歳入強化、燃料補助金の撤廃・ターゲット補助金の導入、電力料金の段階的な値上げ、政府支出の抑制(主に資本支出)を通じ、財政赤字幅の縮小への取組みを強化しているものの、短期的には地域政情不安定化による国内影響への対応を優先的に実施せざるを得ない状況である。今後は、民間部門の活動促進による雇用創出、成長を通じた税収強化、公的機関の合理化による公共セクターの効率化等による財政健全化と長期的な成長基盤の確立を図っていくことが課題となっている。

**(2) 当該国における経済セクターの開発政策と本事業の位置づけ**

ヨルダン政府は、2006 年に発表した国家アジェンダ(The National

Agenda:2006-2015)において、安定的なマクロ経済運営を前提とし、ビジネス環境の改善、雇用機会の確保、産業基盤の強化を通じた国際競争力の確保を目標としている。本事業は、かかるヨルダン政府の開発政策を踏まえ、財政強化および民間セクター開発にかかる政策の実施を促進するものと位置づけられている。

### **(3) 経済セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績**

対ヨルダン・ハシェミット王国国別援助方針では「自立的・持続的な経済成長の後押し」を重点分野として定めており、本事業は同方針において開発課題とされる「経済成長の基盤整備」に合致するものである。最近の我が国及び JICA の援助実績は以下のとおり。

(技プロ)「キャリアガイダンス/雇用システム能力向上プロジェクト」(2013 年～2016 年)

(技プロ)「中小企業品質/生産性向上(カイゼン)手法普及計画」(2010 年～2013 年)

(円借款)「人材育成・社会インフラ改善事業」(2012 年～2017 年)

また、財政赤字の主要因となっているエネルギーセクター、エネルギー(電力)消費の多い水セクターに加え、膨らみ続ける公的債務管理能力強化への支援も実施中もしくは実施予定である。

(専門家)「電力政策アドバイザー」(2013 年)

(円借款附帯プロジェクト・研修)「公的債務管理能力向上」(2013 年度実施)

(実施計画中の技術協力) 電力マスタープラン策定、水道事業能力向上

### **(4) 他の援助機関の対応**

財政部門への支援にあたっては、世界銀行が 2013 年 2 月、財政・マクロ経済の枠組みの改善、金融部門の政策改善、ビジネス環境整備、ソーシャルセーフティネットの向上を柱とした開発政策借款を供与しており、2014 年 JICA と協調融資で第二回目の開発政策借款を予定している。また、IMF も 2013 年 8 月、マクロ経済の安定化、格差是正、成長阻害要因の排除等を開発目標としたスタンドバイ取極めを供与している。また、USAID、EU 等は予算管理の改善、透明性の向上等、IMF/世界銀行は補助金政策にかかる技術支援等を実施している。

### **(5) 事業の必要性**

本事業は、政府の透明性・説明責任能力を向上させ、債務管理能力の向上や公共セクターの効率化を通じ、赤字基調の財政運営を改善することに加え、民間セクターを中心とした成長を促進するものであり、安定的なマクロ経済運営を前提とした国際競争力の確保を目指すヨルダン政府の開発政策を後押しするものである。これは我が国及び JICA の援助方針に合致していることから、JICA が本事業実施を支援する必要性・妥当性は高い。

### 3. 事業概要

(1) **事業の目的**：本事業は、ヨルダン政府による財政運営強化および成長に向けた政策実施を支援することにより、政策課題の達成を通じて、財政管理の強化及び民間セクター開発促進を図り、もって同国の経済の安定化に寄与するものである。

(2) **プロジェクトサイト/対象地域名**：ヨルダン・ハシェミット王国全土

(3) **事業概要**：本事業は、世界銀行と協調し、同国の政策改革を支援することにより、改革の継続及び我が国との政策対話の促進を図り、同国に関して以下の表にある「改革項目」を支援するもの。プライアーアクションが達成されたことにより、本供与を実施する。

| 改革項目       | プライアーアクション                                     | 目的                                |
|------------|--|-----------------------------------|
| 透明性・説明責任向上 | 法案・法改正案の事前公表(オンライン)の仕組みの制定                     | 法案ドラフト段階での市民社会参加促進                |
|            | 情報公開法の改正案採択                                    | 国際的ベストプラクティスに則り情報公開法の効果を高める       |
|            | 成果中心監査の導入と監査局の独立を定めた監査法の改正                     | 会計検査院の独立性を保証し、パフォーマンス監査に重点的に取り組む  |
| 財政・債務管理強化  | PPP ユニットの設立・大臣直下 Director の任命・4人のシニアスタッフのTOR承認 | 国際的ベストプラクティスに則った形でPPP法を実施する       |
|            | 債務管理オフィス強化を目的としたスクーク法案閣議決定                     | スクークによりコスト削減型債務の整備・急成長中のイスラム金融活用  |
|            | 処方箋のコスト削減ガイドラインの閣議令公布                          | 医療費削減                             |
| 民間セクター開発   | 担保付貸付法案の閣議決定                                   | 中小企業の金融アクセス改善をめざし、動産を借入時の担保として認める |
|            | ヨルダン投資庁内にワンストップサービス局を設立                        | 起業免許取得一括化                         |

(4) **総事業費**：要請額：20,524百万円、借款額：12,000百万円(為替レート：1USドル=102.62円)、世界銀行借款額：250百万米ドル

(5) **事業実施スケジュール**：貸付実行(2014年3月)をもって本事業完成とする。

#### (6) 事業実施体制

- 1) 借入人：ヨルダン・ハシェミット王国政府(The Government of the Hashemite Kingdom of Jordan)
- 2) 保証人：なし
- 3) 事業実施機関：計画・国際協力省(Ministry of Planning and International Cooperation)
- 4) 操業・運営/維持・管理体制：ヨルダン政府内の関連省庁との調整は計画・

国際協力省が行う

## (7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 (A, B, C, FI を記載) : C
- ② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) 貧困削減促進 : 特になし

### 3) 社会開発促進 (ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等) : 特になし

**(8) 他ドナー等との連携 :** 世界銀行との協調融資であり、世界銀行が昨年供与した第一回目の開発政策借款の計画策定段階から連携してきており、改革項目の一つである債務管理強化は JICA が世銀の融資に対して提案したもの。他スキームとの連携に関しては、2.(3)に記載のとおり技術協力や専門家派遣、研修を実施中・実施予定である。具体的には、世銀と協調して実施予定の債務管理能力向上研修や、財政難の大きな原因の一つである電力公社へのアドバイザー派遣、電力マスタープラン構築といった技術協力との連携を進めることとする。

### (9) その他特記事項 : 特になし

## 4. 事業効果

### (1) 定量的効果

#### 1) 運用・効果指標

| 改革項目       |                  | 指標                           | 基準値  | 目標値                           |
|------------|------------------|------------------------------|--|-------------------------------|
| 透明性・説明責任向上 | 透明性の強化           | 反汚職委員会の強化                    | 2011年: Global Integrity Report スコア 61.1/100(反汚職委員会の有効性)  | 2013年: 75/100                 |
|            |                  | 情報アクセスの改善                    | 2011年: Global Integrity Report スコア 64.6/100(国民の公共情報アクセス) | 2013年: 75/100                 |
|            | 公的財源の保護          | 会計検査院の強化                     | 2011年: Global Integrity Report スコア 63/100(最高会計検査機関の有効性)  | 2013年: 75/100                 |
| 財政・債務管理強化  | 財政余力の増加と財政リスクの低減 | PPP法の効果的な適用と PPP ユニットの効果的な活用 | 財務省内に PPP ユニットを設立  | 2015年10月: 新 PPP 法を全ての PPP に適用 |
|            |                  | リスク改善のための新規債務ツールとしてスーク債供給    | 2013年: スーク債の発行件数:0                                       | 2015年10月: スーク債の発行             |
|            | 医療費削減            | 保健省が購入する薬品のジェネリック占有率         | 2012年: ジェネリック占有率 60%                                     | 2014年: ジェネリック占有率 65%          |
| 民間セクター開発   | 中小企業の資金調達改善      | 動産担保の登録                      | N/A(動産担保を可能にする担保付貸付法案の閣議通過)                              | 2015年10月: 動産担保の登録(1件)         |
|            | 効率的な起業のため        | 起業にかかる免許取得日数                 | 2012年: 16日間  | 2015年10月: 12日                 |

|  |         |  |   |
|--|---------|--|---|
|  | めのコスト削減 |  | 間 |
|--|---------|--|---|

2) 内部収益率：算出せず

(2) 定性的効果：ガバナンスの改善、財政規律の向上、債務持続性の向上、民間セクターの活性化

#### 5. 外部条件・リスクコントロール

ヨルダン及び事業対象周辺地域の治安情勢及び政治経済情勢の悪化

#### 6. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果：「インドネシア開発政策借款（I～IV）」の事後評価結果等から、開発政策借款(DPL)と技術協力は相互補完的で、改革プロセスのさまざまな段階で相乗効果を発揮するため DPL と技術協力の連携を促進することが必要との教訓が得られている。また、「ベトナム貧困削減支援借款(PRSC)」の事後評価等において、PRSC の効果・実効性は、政策制度の運用・執行面の確実な実行があつてこそ発現できるものであり、政策制度の策定のみならず、政策制度の執行・運用を行う現場でのきめ細かい能力構築や制度強化が不可欠であるとの提言を得た。

(2) 本事業への教訓：本事業でも政策対話を現場レベルの改革に落とし込む必要があることから、上記インドネシア DPL で技術協力が相互補完的に働き改革プロセスにプラスの効果を与えたという教訓及びベトナム PRSC で能力構築が不可欠であるとの提言を踏まえ、2.(3)にあるような技術協力や専門家派遣、研修を実施中・実施予定である。また、本事業の運用・執行面を含めたモニタリングを世界銀行と合同で行うこととする。

#### 7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標：運用・効果指標

(2) 今後の評価のタイミング：事業完成 1 年後及び目標値達成期限時（2015 年 10 月）

以上